

日本国の中国に対する戦後補償

石村 修

一. はじめに

今回の中国への研究旅行のハイライトは、9月3日に開催された北京日本学研究所での研究会であった。ここでの研究会において、私は「戦争犯罪と戦後補償」について問題提起的な報告をさせていただき、これに基づいた中国側からの貴重なコメントをしていただいた。さらにこの部分について後に当日の参会者の中からレポートしていただくことができ、私が疑問としていた点も一部解明されたことになる。その意味では短い時間ではあったが、貴重な瞬間を共有できたことになる。わが国が依然として未解決な問題として抱えている「戦後補償」の概括的な研究を、専修大学の法学部のスタッフからなるグループが、社会科学研究所の助成を受けてこれまで一応の成果を示してきた⁽¹⁾。この「戦後補償」の問題にいち早く注目した同僚教員とともに、我々の共同研究はこれを主に法的に解決する方途を模索してきたことになる。韓国・台湾のこれまでの訪問においても、「戦後補償」問題は我々の意識の中に潜在していた。前年度は台湾において、内藤氏がこのテーマで発表したが⁽²⁾、今回は、もっとも戦争被害の大きかった中国でこの問題をする機会をもてたことを、まず感謝しなければならない。海外でこの問題を議論するためには、これに対する客観的な評価のできる論者が必要であり、さらに、共通の言語理解が必要である。その意味で北京日本学研究所は、われわれが意図する研究・交流機関としては最も適したものであり、この交流の機会を提供していただいた、野村浩一主任教授と古川純教授（当事北京に滞在中）に御礼申し上げる次第である。

私の当日の報告は別途に活字にする機会をえたために⁽³⁾、本稿では問題を日中間に絞った形で短く纏めることにした。「戦後補償」問題がわが国が抱えた特殊問題といわれているのは、本来的には比較しようがない程の戦後処理の時間的な遅れがあったからである。戦後50年を経た今日でも、法的・政治的に未解決としてきた主原因は、両国を取り巻く国際政治の環境にあった。しかし、この原因を単純化し、責任を全て「冷戦」に押し付ける訳にはいかないであろう。とくに中国との間の戦後補償が遅れたのは、複雑な戦後政治の要因が数えられる⁽⁴⁾。問題は戦争被害を与えた国の側にあるはずであり、今回の研究会でも最も批判された日本国・国民が有してきた、中国・台湾との関係で生じた現代歴史への認識の内容であり、わが国が負っている戦争責任の取り方であろう。戦後補償問題が金銭的な補償の一面として受け止められる傾向にあるが、その本質は被害者がいかに精神的に納得するか側面の方が大きいわけで、「謝罪」の意思をどのように表現するかに関わっていたわけであった。戦争は主権国家間で争われる事

象であるが、最も被害を被るのは直接の軍人だけではなく、一般市民からなる戦争被害者である。その意味で戦後補償問題は、国家賠償でカバーされてこなかった人々への被害への補償であるのである。

二. 「中国人民抗日戦争記念館」訪問

9月4日の午前中のわずかな時間を利用して、訪中団の一部は盧溝橋までタクシーを走らせた。北京から南西に約13キロ離れた所にあるこの橋は、元来は月の名所として名高い場所であり北京8景の一つに数えられるが、中日戦争では象徴的な意味を持っていた。橋自体はかつてマルコポーロも訪れ絶賛したことに因んでマルコポーロ橋とも言われている如く、数々の歴史的な意味をもち、素材の石彫も素人から見ても芸術性の高いものと思われた。幾ばくかの料金を払って橋を渡ると土産物店が並んでおり、今はここは観光地となっているのだが、日本人からすれば特殊な感情を抱かない訳にはいかない。1937年7月7日夜に事件は起こった。盧溝橋は北平(北京)の西南方面への交通の要道にあり、軍事戦略上重要な位置にあった。事件の発端はここに駐屯していた日本軍の演習部隊と中国軍との間に生じた偶発的な戦闘にあったが、早くも11日には停戦協定が一応両軍の間で成立した。しかしながら、この事件を契機にして日本政府は華北への派兵を決定し、「挙国一致」の戦争協力体制が作られたのであり、その意味で宛平县城を中心にしたこの地は一躍著名となった。

今次の戦争をどのように呼称するかについてはわが国にも争いがある。鶴見俊輔氏が用いた「15年戦争」観は、1931年9月18日の柳条湖事件から1945年8月14日のポツダム宣言受諾までを一貫したものと捉えるものである。つまり、「満州事変の延長戦上に華北分離工作を介して日中戦争が発生し、日中戦争の延長戦上に第二次世界大戦と連動してアジア太平洋戦争が生じた」⁽⁵⁾とするものである。私も15年戦争とする継続した観点から今次の戦争を理解すべき立場にあり、満州事変があったから「日中戦争」が生じたとする観点到ちたい。こうした一連の事象について、日本と中国では呼び方を違えており、ここにも両国の歴史認識の差の一端を知ることになる。わが国では「満州事変」とするが、中国ではこの地は「東北」ないし「東三省・東四省」と呼ばれ、この事変は単に日数を当て嵌めて「9・18事変」と呼ばれている。そもそも「満州国」は中国からすれば「偽国」であるにすぎず、この用語を使用すること自体が偏向した歴史観に立つからである。これと同様にして盧溝橋事変は中国では、「中国人民の抗日戦争」の開始(7・7事変)とされ、「国共合作」による抵抗の戦いを意味していた。これに比してわが国政府は、暫定的な停戦を無視して「東亜の平和維持」を名目にして華北派兵を決定した。この1937年という年は南京占領・大虐殺にまで至るが、そのことは結局、この戦争が最悪の状態に陥ることを意味していたのである。

盧溝橋訪問の第一の目的は、「中国人民抗日戦争記念館」を訪問することであった。この建物が完成したのは1987年であり、1937年からは数えて丁度50年にあたる。1987年には京都と東京で中国歴史家代表団を迎えて、「盧溝橋（7・7事変）50周年」のシンポジウムが開催されている⁽⁶⁾。1972年に当時の総理大臣であった田中角栄が中国を訪問し、78年に中日平和友好条約が締結され、やっとこの時点で新たな中日関係が形成されたことを前提にして、われわれはこの建物の存在意義を考えなければならない。中国国内での今後の戦争記念館として、他に南京（侵華日南京大虐殺遭遇同胞記念館）と天津（抗日殉難烈士記念館）があるが、この地の記念館が最も規模が大きく、歴史的意味が大きいと思われる。本格的な日中戦争の開始の地であったという意味であり、また北京からの地の利を考えてのことも考慮してのことでもあろう。この壮大な建物は全部で4室に区分され、それぞれがテーマをもっている。つまり、中日戦争を時代区分で描こうとしており、最後の部屋は戦争犠牲者の芳名が示され、その受難を祈念する部屋となっている。展示物は写真・地図・立体模型とその詳細な解説から構成され、私も初めて見た資料もあった。解説は日本語でも表記され、日本人がより多く訪問することが期待されてのことであろう。内でも、南京大虐殺と731部隊については、かなりリアルに再現された立体模型があり、正直に言って直視するのは辛かった。我々が展示物に見とれていた時、館員がやって来て映画を観なさいと勧めていた。少し大きな部屋ではモノクロの当時の実写が写され、その後部屋の下部に設置されたカラクリで盧溝橋での戦闘が再現された。解説が中国語なので内容は分からなかったが、最後に平和を希求している雰囲気は推測された。本館展示の最後に、世界で最も大写しであると思われる憲法9条の条文に遭遇した時は、ほっとしたと同時に「平和」の実現への気持ちを新たにさせられた。沖縄の読谷村で見た「9条の掛け軸」と同様にして、この9条は然るべき場所にあると一層の効果を持ちうる。日本国内で9条が色褪せてきた時に、この地での9条の額は、隣にある故周恩来首相の「前時不忘、後事之師」と共に生かしていかなければならないと思った。

三. 歴史認識の違い

専修大学がある九段の地に「昭和館」なる建物が建てられた。旧軍人会館、今は各種の会合や結婚式目的の会館である「九段会館」がある地に隣接してあるこの建物は、元来国有地であったが、日本遺族会に受け渡されて、今後の戦争後の庶民の生活用品を展示することになっている。この建物は当初の計画では、「戦没者追悼平和祈念館」であり、当時の厚生省の説明によれば、「戦没者追悼」と「国民の生活面から見た戦争の悲惨さと戦中戦後を通しての国民生活上の労苦を後世に伝えることによりまして、恒久平和に資する施設を目指す」となっていた。しかしこれから脱戦争資料館となって、当時の「なべ・釜」等の戦中・戦後の資料を並べるという

変な建物に摩り替わってしまった。この博物館と先に記した記念館とは全く対照的な歴史観に依拠しているのではないだろうか。いまだ論争として継続中である、「敗戦後論」をめぐる議論と、この二つの建物の内容は平行な関係にあると思われる。日本人は日本人の300万人の死者にまず第一に哀悼の意を表すべきであり、アジアでの2000万人の犠牲者はその次で、というナショナリズムをここで単純に発揮して良いのであろうか。確かに身近な存在としての300万人の犠牲者のことは忘れてはならないはずであるが、これは戦争責任を明確にした上で哀悼すべき事実のことであり、無前提に「靖国神社」に拘ることに、私は戸惑いを感じる。犠牲となる必要とならなかった2000万人の人々のことにまず思いを抱くべきであり、そのためには戦争の原因とその責任者を客観的に糾弾すべきであり、単純に国民が総懺悔すべきではない。こうした作業を踏まえた後であれば、我々の不当な戦争被害を他国に訴える事、例えば、原爆の被害や住宅地への空襲への被害をしかるべき国に法的に訴えることもできよう。国家間の戦闘行為に市民は本来的には巻き込まれてはならないはずであるからである。

90年代に提起された戦後補償関連の要求に反比例するような形で動き出した新たな歴史の見直しは、不健全で焦りに満ちたナショナリズムからの反応であったが、現象的には一つの潮流を依然として維持していることは確かである。「自由主義史観研究会」や「新しい教科書をつくる会」の動きは、教科書裁判や戦後訴訟裁判に脅威を感じた部分の反応であり、端的には、共産主義やそれを標榜する諸国への対抗姿勢を鮮明にする意図で、敢えて自らを「自由主義」と名乗っているかの如くである。しかし、これが単に自由主義対共産・社会主義のイデオロギー対立に移行すること自体は、彼らの術に嵌まることであり、問題があくまでも戦争にたいしての客観的な歴史認識の構成にあったことを想起すべきなのである。例えば小林よしのり氏の「戦争論」がベストセラーとなったのは、これを共感をもって若者が支持したからなのであろうか、それとも恐いものを知りたいためであったのであろうか。戦後世代が形成していく歴史観がその意味では最も気になるところである⁽⁷⁾。

中日関係を修復し新たな外交関係の開始点となる「日中共同声明」においても、国家責任の所在を明らかにした「謝罪」の文言は見当たらない。あるのは「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」との表明にすぎなかった。近時の中国首相の公式訪問に際しても、歴史認識の調整が最後までもめたのは以上の理由によるものであった。この共同宣言（1998年11月27日）において、「双方は、過去を直視し歴史を正しく認識することが、日中関係を発展させる重要な基礎である」とした点、さらに、「過去の一時期の中国への侵略によって中国国民に多大な災難と損害を与えた」と言及した点は新たな方向であった。しかし、ここにも正式な意味での「謝罪」の文言が欠けていた。こうしたことを背景にして、「中国側は、日本側が歴史の教訓に学び、平和発

展の道を堅持することを希望する」という表現が付け加えられた。はなはだ日本側からすればカッコ悪い要請を受けたことになるが、与党内での台湾シンパからの巻き返しがあったといわれ、対中国外交問題が日本国内でも対抗関係にあることを浮き彫りにしたものと考えられる。

第三次家永教科書検定訴訟の上告審判決（最高1997年8月29日）は、歴史認識の内容が裁判所を舞台にして全面展開され、歴史家を含めての論争がなされた。「朝鮮人民の反日行為、日本軍の残虐行為、731部隊、沖縄戦」の各記述のありかたをめぐっての国の指導を問題にした結果、多数意見は「731部隊」についての修正意見のみを違法であったとしたのみであったが、歴史の客観化はありうることを示された点を評価すべきであろう。歴史家に与えられた公平な醒めた視点と情報の一層の公開が望まれるのである。

四. 強制連行

歴史認識の問題の一つとして、中国人の強制連行の問題を検討することにする。現在日本国に在留している外国人の内、韓国・朝鮮人が約68万人（51%）、中国人21万人（16%）となっている。これらの人々の多くは長期に亘って滞在している人々であり、戦時中に自分の意志によらずに日本国に連行された人々（当時で中国人約4万人）とその子孫も含まれている。朝鮮半島と台湾は日本国に併合されていたのでいわば合法的な連行が可能であったとは異なり、中国から人々を連行するには特別の方法が必要であった。しかし、こうした強制連行の事実は、従軍慰安婦の事例と同様にして、私的機関によってなされたことであり、もって国家の責任を逃れること、さらにその事実関係を示す資料が存在しないとして、二重にわたって国家は強制連行からの責任を逃れようとしてきた。外務省は国会での答弁において、「中国人強制連行で何人連行し、何か所で働かせ、何人死亡したか」という質問にたいして、「外務省といたしましては、当時の事情を明らかにするような資料がございません。」として先の質問には回答しようがないとした。

ところが終戦の翌年（1946年3月）に外務省が纏めた中国人強制連行に関する報告書（幻の報告書）が、偶然にも発見され、事実関係が明らかにされることになった。これによって戦後補償関連の訴訟は新たな展開をなすことができるようになった。資料の発見は、先に紹介した中国人民抗日戦争記念館の館長が来日中に訪れた東京華僑総会でなされたもので、それを確認したのはNHK取材班であった⁽⁸⁾。さらに、実際に調査に当たった元東亜研究所所員（元専修大学教授）の友友福夫氏が、外務省資料を保存していた。外務省は中国人を働かせた日本の135個所の事業所から、「華人労務者就労顛末報告」を出させ、これを基にして報告書をまとめた。その内容は労働者の集めかた、連行の方法、労働形態・待遇が詳細に記されていた。この資料の発見を受けて国会でも問題になり、当時の宮沢首相は中国人強制連行について遺憾の意を表

明している。

以下、外務省資料等を基にしてこの連行の決定過程を簡単に記述することにする。強制連行が始まったのは7・7事変の芦溝橋事変を契機としてであり、まず中国国内で接収した鉱山や工場に日本軍は中国人を駆り出した。次いで、41年あたりからは占領した華北から人を集めて「満州国」へ中国人を送り込んだ。これを統制する機関として「華北労工協会」が作られた。日本国内への中国人の連行要請は、39年にあったとされ、国内の軍需関連施設を中心にした企業・事業所は、重筋労務部門に労働力を不足し、中国からの「労働力の移入」を求めている。これを決定したのは42年11月27日の東条内閣であり（華人労務者内地移入ニ関スル件）、国家政策の下、先の華北労工協会が実際に職務にあたった。戦争末期の44年には「華人労務者内地移入ニ関スル件」が決定され、連行はエスカレートした。当時政府はこの連行を指して、「内地移入」と称した訳だが、実際には「強制連行」であることは言うまでもない。この移入の方法は、「①行政供出 ②訓練生供出 ③自由応募 ④特別供出」の何れかであり、①と②の形態ではほぼ90%を占めていた。とくに行政供出の方法は、とにかく頭数を揃えることを第一にしていた関係から、方法も強制度が高くなり、年齢的にも肉体的にも好ましくないものが含まれていた。その関係で、輸送中や労働現場で亡くなる者が多く、17.5%という高い死亡率が記録されている。彼らをもっとも葛藤したであろう点は、言わば敵国の為に体を張ったことであり、死の恐怖に向かい合って生活したことであろう。

強制連行の悲惨な事実の発見は、戦後49年に秋田県花岡で大量の白骨が発見されたことに端を発している。この骨の返還についてはいまだ国交がなかったために難航を極めたが、53年になって日中友好協会や日本赤十字社等により、花岡のものを含めて551体の遺骨が中国に送り届けられ、主に天津の記念館に安置された。これを契機として各種の民間団体からなる「中国人俘虜受難者名簿共同作成委員会」が59年に作られ、報告書が作られた。この間政府は、遺骨の収集・返還作業に消極的な姿勢をとり続けた。政府と企業は、自らの身に降りかかる責任を回避したいがために、この一連の作業に傍観者の立場をとったのであろう。以下、強制連行、さらに戦後補償裁判の一例として、「花岡事件」に言及することにする。

五. 花岡事件

この事件は秋田県北部にある大館盆地に位置する花岡鉱山を舞台にして戦争末期の44年に生じた⁹⁾。花岡鉱山は銅の産地であり、ここで乱掘から生じた花岡川の改修工事を請け負った鹿島組（現在の鹿島建設）が、「中国人使役」を決定し44年から翌年にかけて延べ986人の中国人を同所に強制連行した。彼らは「中山寮」に隔離され、「ほとんど休息を与えず、ほぼ連日、10時間以上もの長時間労働を行わせ」、休日もなく、衰弱あるいは疾病による死者を多くだした。

後に提起された訴訟において原告が訴えているところによれば、食事の粗末さ、宿舍の粗末さ（暖房無く、入浴も許されず、寝具も不十分）、病気に対する冷たい対応、衣服の不十分さ、現場指導員による暴力の日常化、が指摘されている。衣食住のそれぞれにおける粗末さは、日本国民も同様であったと言えそれまでであるが、それならば戦争をして関係ない他国人を連行した行為そのものの不当性を問わなければならない。この待遇に耐え兼ねた人々は一斉蜂起し、脱走を試みたが全員が逮捕され、結局、総計418名が殺された。これが花岡事件と呼ばれるものであり、指導者耿諄氏は起訴され無期懲役の判決を受けたが、戦後釈放され中国に戻り「花岡受難者聯誼会」を組織し、これが現在提起されている訴訟の母体になっている。彼は中国で日本軍の捕虜となった後に日本に連行された訳で、自分の意思を全く介さないで連行された典型例であった。連行された人々が、実際の連行を行使した「華北勞工協会」と何らかの合意ないし契約をなしたという訳ではなく、まして労働現場の鹿島組と労働契約を交わした訳ではないが、鹿島組と勞工協会との間で締結された「勞工」供出契約が法的争点として残る。冷戦の終了を待っていたかの如くして、中国国内でも個人の段階で戦争被害を口にするようになった。花岡事件の被害者も数度に渡って来日し、直接鹿島建設と交渉し、鹿島側から企業責任を認める感触を得たものの、補償に応じることがないために、95年6月に鹿島建設を相手とした訴訟を提起した。この訴訟を提起するに先駆けて、93年6月、中国人民抗日戦争記念館において「花岡事件展（花岡悲歌展覧）」が開催された⁽⁴⁰⁾。ここでこれまで論じてきたことの全ての関連性が、手品の種明かしの様に明らかになる。「中国人強制連行を考える会」（代表田中宏氏）が中心になって、先に紹介した記念館で「731部隊展」に続いて中国人強制連行の資料展を企画した際に、記念館の館長が戦後補償裁判に熱心に取り組んでいる新美弁護士に外務省資料の存在を話した。新美弁護士を通じて、NHKが「幻の外務省報告書」について報道した。この資料に基づいて、新美弁護士を中心にして、花岡訴訟が提起されたのである。興味深いのはこの花岡事件展の開幕式に、勞工狩り作戦に参加した元日本兵、鹿島組中山寮の補導員、横浜法廷に立ち会った中国側検察官、1950年代の遺骨送還運動に携わった関係者等が参加していたことである。民間段階ではこれだけの交流があるにも拘わらず、政府・企業は一体どうしたのであるろうか。

花岡事件は民事事件として提訴され、すでに第一審判断は原告敗訴とされ（1997年12月10日）、現在控訴がなされている。東京地裁の判断は、① 不法行為に基づく請求について、② 原告らの債務不履行に基づく請求について、の二点につきいずれも認めるものではなかった。①は不法行為に基づく損害賠償については、20年の経過（除籍期間）により消滅したとした。この点も論争になりうるが詳述はここでは控えておく。②も原告と判決では大きく判断を異にしている。原告は、労働者と被告の間に何ら契約関係が無いものの、被告と協会との間には供出契約

が存在しているのだから被告には安全配慮義務があったとする。これに比して裁判所の判断は、この契約は「第三者のためにする契約」であり、この供出契約から「安全配慮義務履行請求権を直接取得させるとの約旨を黙示的に規定したものであるとも解することはできない」とした。この判断は意図的に事実関係を隠蔽し（この点は控訴理由書にあるように、原審の訴訟指揮に問題があった）、無味乾燥な法律論で逃げようとする姿勢に溢れている。ただし、判断の中で、「・被告による中国からの強制連行及び花岡出張所における支配の事実」があったことを認めているのであるから、事実関係を確認していくことで、条理上の不法行為を構成することが可能と思われる。裁判所は事実として認定された被害者の損害は、法の枠内で認める方途を示すべきである。

六. まとめ

花岡事件が注目を集めているのは、中国人によって提訴された戦後補償裁判で最初のものであるからでもあり、後に続いている裁判に影響を与えられるからである。中国は72年の「日中共同声明」において確かに「日本国が提供すべき役務の利益を放棄する」としたが、それは個人の権利まで放棄したものでは無い。この点は中国全人代での議論を経て、95年に銭外相が公言したことによって、中国の態度は明らかである。問題はこの要求に立法的に対応しない日本国の対応である。現在中国人の戦争被害者によって提起されている訴訟は、「慰安婦、南京虐殺・731部隊・無差別爆破、強制連行、平頂山虐殺、遺棄毒ガス・砲弾被害」の各損害賠償を求めるものである⁽⁴⁾。これらの訴訟は、これを支える市民団体によって担われ、献身的な弁護活動にも支えられている。その更なる特徴として、集団訴訟の形態を採っていることであり、裁判の趨勢によっては更なる訴訟が提起されよう。こうした点を考慮するならば、問題の真の解決は、立法・行政の姿勢にある訳で、訴訟と平行して立法活動への働きかけを、市民の立場から行なって行かなければならないであろう。

(注)

- (1) 一応の成果としてシンポジウムを開催しそれを纏めたものがある。専修大学社会科学研究所月報371、372号(1994)。
- (2) 内藤光博「台湾人元日本兵死傷補償請求事件にみる日本の戦後補償問題」専修大学社会科学研究所月報418号(1998)27頁以下。
- (3) 石村修「戦後犯罪と戦後補償—戦争犠牲者への補償」憲法問題10(1999)、同、「戦後補償の実現に向けて」(山内敏弘編『日米ガイドラインと周辺事態法』法律文化社、1999、所収)。
- (4) 参照、松尾幸一編『中国人戦争被害者と戦後補償』(岩波ブックレット466号、1998)。

- (5) 江口圭一『十五年戦争小史』（青木書店、1991）12頁。
- (6) その成果として、井上清・衛藤審吉『日中戦争と日中関係』（原書房、1998）がある。
- (7) この点の身近な資料として、李順愛『戦後世代の戦争責任論』（岩波ブックレット467号、1998）がある。
- (8) NHK取材版『幻の外務省報告書』（日本放送協会、1994）8頁。
- (9) 内海愛子他監修『ハンドブック戦後補償』（梨の木舎、1992）の「花岡事件」（福田昭典、執筆）114頁以下、野添憲治『花岡事件の人たち』（評論社）、中国人俘虜犠牲者善後委員会『花岡事件』（岩波ライブラリー）。99年2月、花岡事件の被害者の一人、劉智渠さんが亡くなった。犠牲者の高齢化を考えると、戦後補償の早期の解決が望まれる。
- (10) 中国人強制連行を考える会「花岡 鉦泥の底から」第3集（1993）、新美弁護士解説参照。
- (11) 連絡機関として、「戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会」があり、立法化の提案も行なっている。



中国人民抗日战争纪念馆